

豊川市重層的支援体制整備事業実施計画  
(令和 7 年度版)

令和 7 年 4 月  
福祉部 地域福祉課



・はじめに	1
・1 重層的支援体制整備事業	2
(1) 重層的支援体制整備事業とは	2
(2) 事業実施に向けた取り組み	3
・2 豊川市における重層的支援体制整備事業の実施体制	4
(1) 包括的相談支援事業	4
(2) 参加支援事業	9
(3) 地域づくり事業	9
(4) アウトリーチ事業	12
(5) 多機関協働による包括的支援体制構築事業	12
・3 ロードマップ（中長期的な事業の見通し）	14
・4 重層的支援体制整備事業の協議・検討・連携の場	15
・5 豊川市における重層的支援体制整備事業体制図	17

## はじめに

○ 全国的に少子高齢化や人口減少が進行している中で、核家族・単位世帯が増加するとともに生活スタイルは多様化し、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。

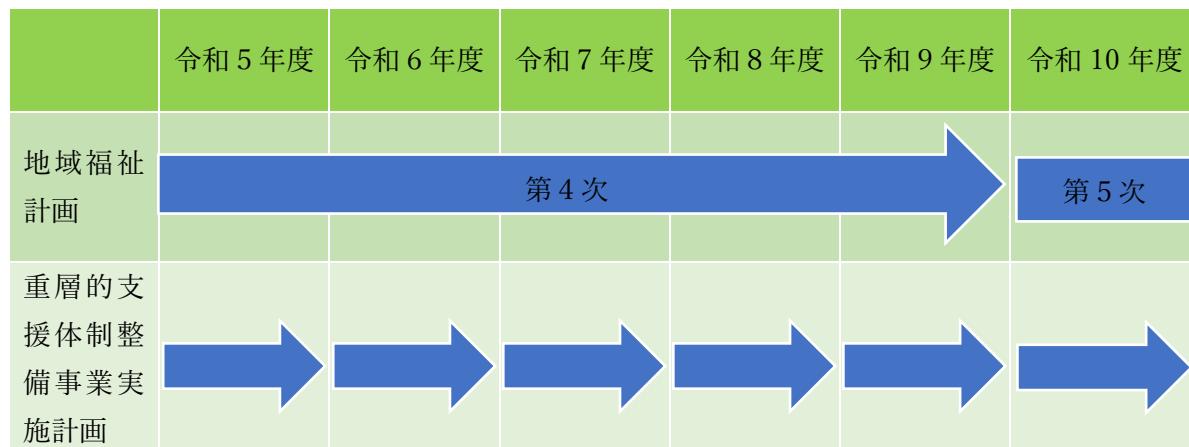
人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が、令和3年4月からスタートしました。

本市では、新たな窓口等を作るわけではなく、市全体の支援関係機関が既存の取り組みを活用して、「包括的な支援体制」を構築することによって、第4次豊川市地域福祉計画で目標とする「地域共生社会」の実現を目指して、令和5年度から本事業に取り組んでいます。

○ 重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、社会福祉法第106条の5において、事業の提供体制に関する事項等を定める計画を策定することが規定されました。

本市では、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、重層的支援体制整備を適切かつ効果的に実施しています。また、本事業は、本市の福祉関連分野における上位計画である「第4次豊川市地域福祉計画」が掲げる基本理念「ふれあい 支えあい 夢のある元気なまち とよかわ～みんなでつくる地域共生社会～」と軌を一にすることから、同計画と整合性を図りながら取り組んでいます。

本実施計画の期間は1年間とし、毎年度実績等を勘案して必要に応じて見直しを行います。年度ごとに実施状況を確認した上で評価を行い、P D C Aサイクルにより実施計画の見直しの議論を行って参ります。



○ 本実施計画の令和5年度版の策定にあたっては、福祉部地域福祉課が計画案を取りまとめて決定しました。令和6年度版以降の見直し・決定にあたっては、重層的支援体制整備に関わる市関係部署及び支援関係機関等の代表者で構成する「重層的支援体制推進会議」に諮っています。

# 1 重層的支援体制整備事業

## (1) 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業とは、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを生かし、高齢、困窮、障害、子育てといった分野別の支援体制では対応しきれないような、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、これまでそれぞれの分野毎にあった予算を一体化し、「分野を問わない相談支援」「社会参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

### ■重層的支援体制整備事業における各事業の概要

事業	概要
包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"><li>・分野や世代を問わず包括的に相談を受け止める</li><li>・支援機関のネットワークで対応する</li><li>・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ</li></ul>
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会とのつながりを作るための支援を行う</li><li>・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる</li><li>・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う</li></ul>
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"><li>・分野や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する</li><li>・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする</li><li>・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る</li></ul>
アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"><li>・支援が届いていない人に支援を届ける</li><li>・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける</li><li>・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く</li></ul>
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する</li><li>・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす</li><li>・支援機関等の役割分担を図る</li></ul>

※プラットフォーム：地域の福祉課題を共有・協議する場、サービスを利用する人と、提供者をつなぐ場

## (2) 事業実施に向けた取り組み

重層的支援体制整備事業の創設にあわせ、事業を実施しようとする市町村がその体制に円滑に移行できるよう、本格実施に向けた準備と試行的な取組みを行う、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」が、国において同時に創設されました。本市は、重層的支援体制整備事業の実施を目指し、令和3年度から移行準備事業に取り組むことで、支援体制の検討を進めました。

令和3年度から令和4年度の取り組みとして、市内の高齢者相談センター\*（地域包括支援センター）に配置されたコミュニティソーシャルワーカー（以下、CSWという。）が、地域住民からの分野を問わない相談の受け止め役となり、関係する相談支援機関等へつなぎ多機関が協働で支援にあたる、「相談支援機関間の連携」と「多機関協働による包括的支援体制構築」を中心とした取り組みを実施しました。

令和3年度にCSWが受け付けた1,346件の相談のうち、支援が必要な世帯として登録された事例における課題の内訳を見ると、相談の内容が既存の制度の分野にそのまま該当しない、または、複数の分野にまたがるため、「その他」として登録された事例が697件であり、登録件数全体892件の78.1%を占めているという結果からも、地域住民の抱える課題が複雑化・複合的していることが分かります。

### 令和3年度CSW相談対応実績（課題別登録状況）

各種登録状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
基 本 情 報 種 別	独居高齢者	3	3	1	0	2	1	1	0	3	0	2	0	16
	高齢世帯	1	3	2	0	0	4	4	0	2	1	3	2	22
	要介護高齢者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	4
	一般高齢者	0	0	3	4	3	2	0	0	0	0	1	4	17
	身体障害者	0	5	2	0	3	3	2	2	3	0	2	2	24
	知的障害者	0	0	2	0	0	0	0	1	1	0	1	0	5
	精神障害者	0	3	4	0	2	0	2	3	1	0	2	2	19
	児童	0	0	1	2	0	0	0	1	4	1	0	0	9
	低所得者	8	8	6	4	5	5	1	1	3	2	4	3	50
	生活保護世帯	3	3	3	0	2	2	3	5	0	1	4	3	29
その他		55	68	72	73	56	76	65	61	48	40	39	44	697
合計														892

\*令和5年度より福祉相談センターに名称変更。

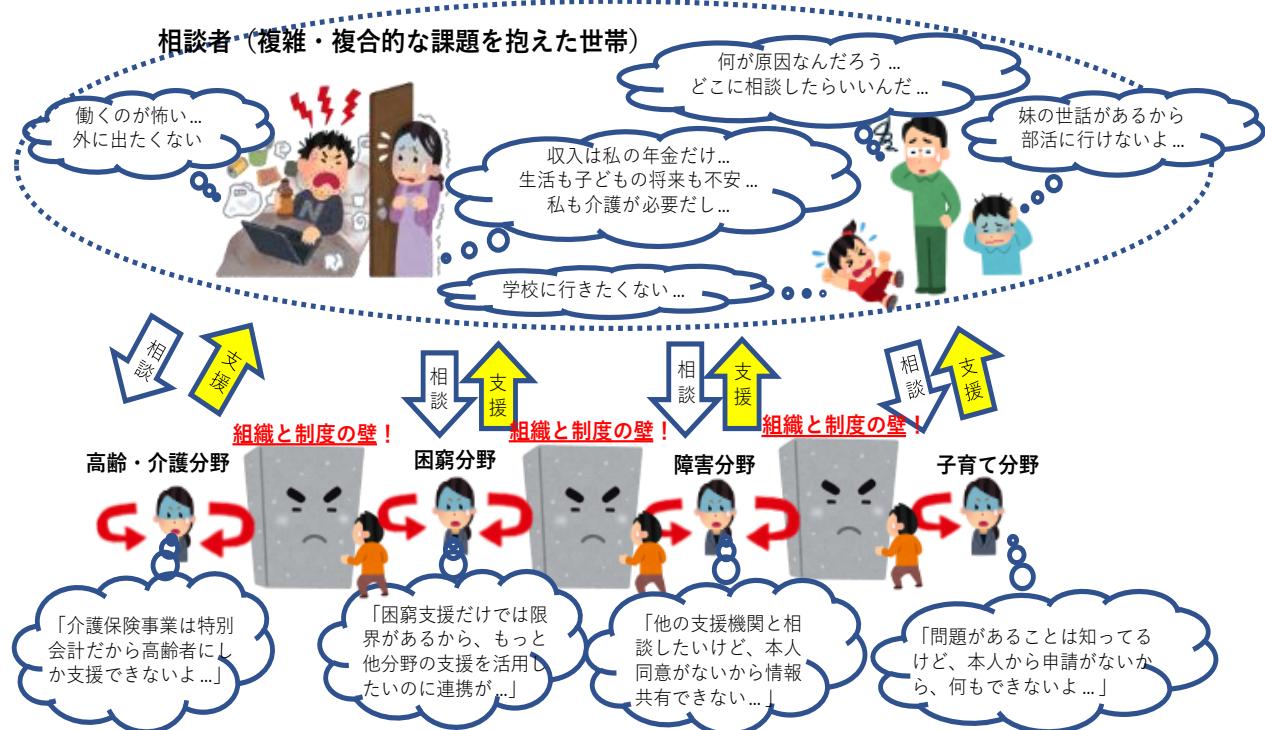
## 2 豊川市における重層的支援体制整備事業の実施体制

「重層的支援体制整備事業は、既存のものとは別の新しい相談支援機関、地域の拠点を設けることが目的でなく、既存の支援機関等の機能や専門性を生かし、相互にチームとして連携を強めながら、市町村全体の支援体制をつくる」という事業の基本理念や、第4次地域福祉計画策定の市民アンケート調査結果、移行準備事業での検証結果などを踏まえ、令和5年度からの事業の実施体制を決定し、事業を進めています。

### (1) 包括的相談支援事業

これまでの体制では、各分野の事業の財源が異なっていて支援対象者が限定される、分野を超えた支援の調整役がないなど、組織と制度が壁となり連携が届かない、横串を通した支援が難しいなどの課題がありました。また、複雑化・複合化した課題を抱えた相談者にとっては、どこに相談していいのか分からない、複数の窓口で何度も説明しないといけないといった不便さがありました。市民アンケート調査の結果を見ると、認知度が高い相談窓口は「高齢者に関する相談窓口」である地域包括支援センターが全体の47.1%と最も高くなっています。また、相談しやすい窓口は、「他の機関などに連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる」、「土日祝日や夜間など都合のよい時間に相談できる」、「相談内容に関わらず、一つの窓口で相談ができる」、「行きつけの場所や地域の身近な場所で気軽に相談ができる」といった窓口が望まれていることが分かりました。

#### 【これまでの相談窓口】



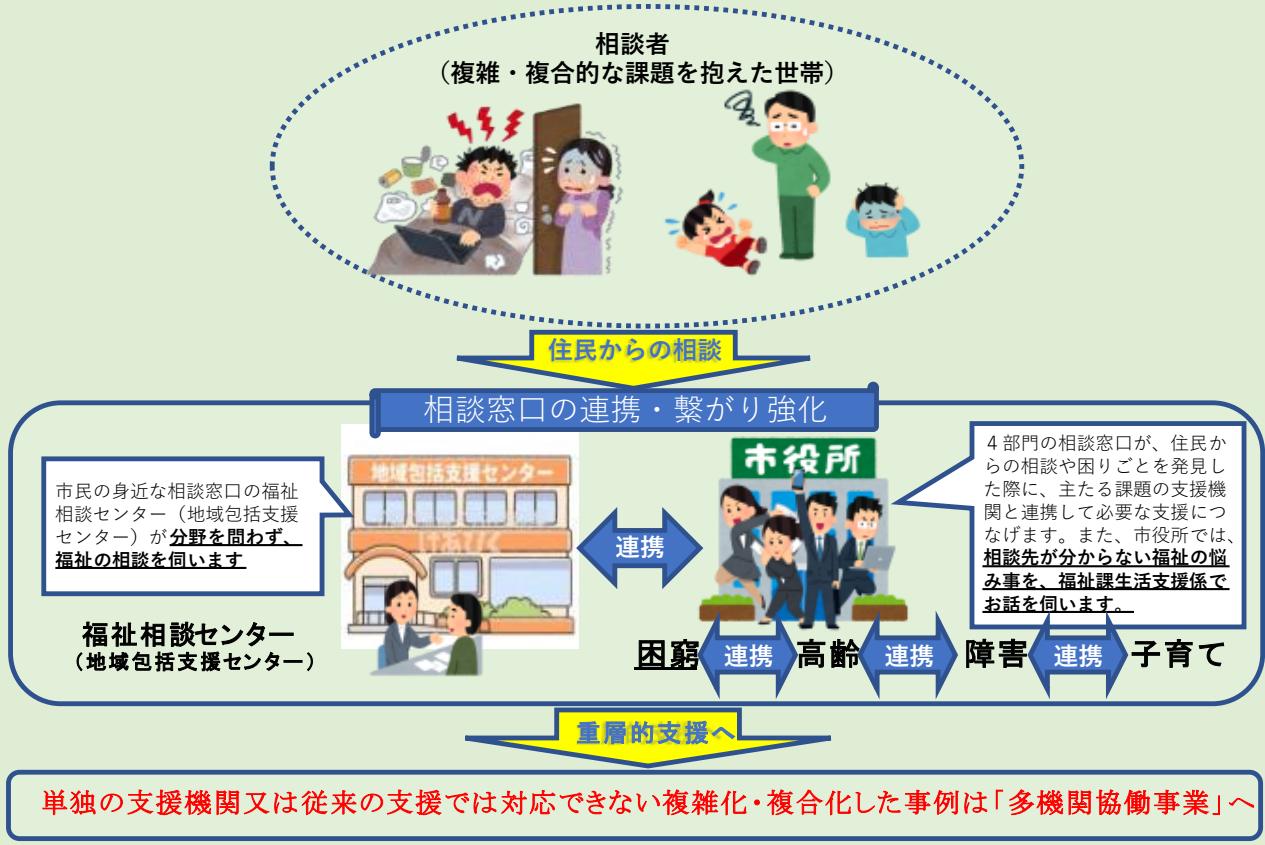
これらのことから、高齢、困窮、障害、子育ての4つの相談窓口のうち、地域住民からの認知度が高い地域包括支援センターの呼び名を、令和5年度に「高齢者相談センター」から「福祉相談センター」に変更し、地域における分野を問わない「福祉の相談窓口」としました。

また、市役所内においては、生活困窮者自立相談支援事業として、平成27年度から府内連携の取り組みや、支援機関等とのネットワーク構築を進めている、地域福祉課生活支援係の相談窓口を、相談先の分からぬ福祉に関する相談の受付及び支援の案内役としました。

これらの窓口では、相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。また、従来の連携による支援や相談窓口単独では解決が難しい場合には、多機関協働事業の担当である地域福祉課やCSWへつなぎます。

障害、子どもなど、その他の相談窓口においては、相談内容から多機関協働事業による支援が必要と判断した場合には、相談者から丁寧にお困りの状況や課題を聞き取り、相談記録を作成してその他の相談窓口や多機関協働事業につなぐことで、途切れることのない支援を実施します。

### 【包括的相談支援事業】 「縦割りの窓口」から「断らない窓口」へ！



No.	施策	
1	「福祉相談センター」(地域包括支援センター)の運営	
	所管課	介護高齢課
	事業内容	<p>介護保険法第115条の46の規定に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防ケアプランの作成などのさまざまな支援を行います。</p> <p>重層的支援体制整備事業においては、地域住民の身近な相談場所として、分野を問わない相談の受け手となり、センターに配置された多機関協働事業の担当であるCSWと連携して、複合化した問題を抱える相談者に対応します。</p>
	主な支援対象者	65歳以上の高齢者等
	実施方式	委託
	設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内4圏域へ各1ヶ所センターを設置</li> <li>市内6ヶ所に出張所を設置</li> </ul>
	生活困窮者自立相談支援事業	
2	事業内容	地域福祉課
		<p>生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行います。また、生活困窮者に対する支援の種類や内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対するさまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とします。</p> <p>重層的支援体制整備事業においては、これまでの府内連携への取り組みで培った支援機関とのネットワークを活用し、どこの部署に相談していいのか分からぬ課題を持つ住民の相談窓口として対応します。受け付けた相談のうち、既存の支援機関等とのネットワークで対応できない複雑化・複合化した問題に対しては、令和5年度より新たに地域福祉課へ配置されるCSWと連携し、支援機関等へつなぎ、途切れない支援を実施します。</p>
		主な支援対象者
		主に経済的に困窮している者、社会的に孤立する者等
		実施方式
		直営
		設置
		市役所
3	相談支援事業	
	所管課	障害福祉課
	事業内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2条に基づき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供給することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者

		等が自立した日常生活及び社会生活を営むができるようになることを目的とします。
	主な支援対象者	障害者等
	実施方式	委託
	設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センター…1ヶ所</li> <li>・障害者相談支援事業…6ヶ所</li> </ul>
<b>利用者支援事業</b>		
4 事業内容	所管課	子育て支援課（基本型）、保健センター（こども家庭センター型）・（妊婦等包括相談支援型）、保育課（特定型）
		<p>子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。</p> <p>事業実施にあたっては、基本型、こども家庭センター型、特定型、妊婦等包括相談支援型との間で連携を図るため、月に一度連絡会議を開催し、情報共有しながら相談支援を実施します。</p> <p><b>【基本Ⅰ型】</b></p> <p>さまざまな事情により外出が困難な家庭を訪問して相談を受けています。地域の児童館へ巡回相談もしています。</p> <p>子育て中の悩みや心配事に対し、保育士資格を持つ専門員が子どもとの関わり方、遊び方などのアドバイスをしています。</p> <p>また、必要な子育て支援を紹介する等、関係機関と連携して子育てを応援します。</p> <p><b>【基本Ⅲ型】</b></p> <p>子どもや保護者、妊産婦が気軽に相談できる場所として、地域子育て相談機関を子育て支援センター、一部の児童館、保育園に設置しています。相談者にはかかりつけの相談窓口を登録していただき、子育て支援員研修を受講した職員が相談を受けます。</p> <p>また、子育て支援センターが中心となり、相談内容などを集約するとともに、関係機関との連携も図ります。</p> <p><b>【こども家庭センター型】</b></p> <p>児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援や、母性並びに乳幼児の健康の保持、増進に関する包括的な支援を実施します。</p> <p><b>【特定型】</b></p> <p>子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、それぞれの家庭の状況や要望に沿った保育サービスの情報提供や助言等を行います。保育士の資格を持つ保育コンシェルジュが、入園に当たっての不安や疑問等の相談を受け付けます。</p> <p><b>【妊婦等包括相談支援型】</b></p> <p>妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための</p>

	面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。
主な支援対象者	子ども及びその保護者
実施方式	直営
設置	子育て支援センター、児童館、保育園（基本型）、子育て支援課（子ども家庭センター型）、保健センター（子ども家庭センター型）・（妊婦等包括相談支援型）、保育課（特定型）

## (2) 参加支援事業

既存の各制度の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、利用者のニーズや課題などを把握し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などの調整を行うとともに、本人と支援メニューのマッチングを行います。

マッチングした後、本人の状態やニーズ・希望に沿った活動ができているか継続的な見守りを行うほか、受入先の悩みや課題等に対するサポートを行うことなど、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を実施します。

No.	施策	
	参加支援事業	
1	所管課	地域福祉課
	事業内容	市及び福祉相談センターに配置されたCSWを中心として、参加支援事業に必要な事業者等への働きかけを行い、社会資源を創出・活用しながら、新たな支援の拡充を図ります。 CSWは、相談者との丁寧なアセスメントを通じて課題の解きほぐしを行い、本人や世帯のニーズや状態に合った形で、柔軟に社会参加に向けた支援メニューを作成します。また、利用者が継続して通い続けることができるよう、受け入れ先の事業者等との調整を行います。
	実施方式	直営・委託
	設置	市役所…地域福祉課 CSW（地域共生推進員を兼務） 福祉相談センター…CSW（生活支援コーディネーターを兼務）

※アセスメント：相談者やそのご家族が抱える悩みや現状を分析し、それらを解決するためにはどのような支援が必要なのかを整理すること

## (3) 地域づくり事業

高齢、困窮、障害、子育ての各法等に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、身近な生活圏域において、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開設」等を行います。

本市では、「生活支援体制整備事業」及び「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を中心として、既存事業の対象者の拡大及び相互連携による世代や分野を超えた住民同士が交流できる居場所の整備を推進します。（多様な「場」づくり）

また、地域住民等と一緒に、地域資源の把握や不足するサービス支援の創出、ボランティア等の担い手の発掘や育成、地域住民に対する活動の普及啓発など、「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせます。（つなぎ・コーディネートの役割）

No.	施策	
	生活支援体制整備事業	
	所管課	地域福祉課
1	<p>福祉相談センターに配置された生活支援コーディネーターが、N P O、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。</p> <p>生活支援コーディネーターは、社会福祉協議会が市内34ヶ所で開催する「地域福祉懇談会」に出席し、第2層協議体として地域のニーズや地域資源の情報等を収集する中で、地域資源をコーディネートします。</p> <p>重層的支援体制整備事業においては、属性や世代など分野を問わない地域づくり・生活支援サービスの検討や情報共有の場として、第1層及び第2層協議体を位置づけることで、地域づくり事業を推進します。</p> <p>【生活支援コーディネーターの主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民のニーズの把握・共有及び社会資源の普及啓発</li> <li>・地域住民活動との協働及び支援</li> <li>・配慮の必要な人等の居場所づくり、既存の居場所の連携構築、既存資源の活用支援</li> <li>・地域の困り事に対する課題解決の検討支援</li> <li>・地域住民のニーズに対する社会資源のマッチング支援</li> <li>・地域住民の活動やボランティア活動、活動の担い手の発掘支援</li> </ul> <p>これらの取り組みを通じて地域住民の日常生活を支える体制整備を進めます。</p>	
	主な支援対象者	全地域住民
	実施方式	委託
	設置	福祉相談センター…生活支援コーディネーター（C S Wを兼務）
2	地域介護予防活動支援事業	
	所管課	介護高齢課
	<p>身近な地域において介護予防に必要な活動場所がないことや活動グループ、活動の指導者がいないなど地域によって偏りがあることから、さまざまなニーズに応じた介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を支援するほか、介護予防に役立つ多様な地域活動組織の育成に向けた取り組みを推進します。</p>	
	主な支援対象者	65歳以上の高齢者等
	実施方式	直営
	設置	市役所
3	地域子育て支援拠点事業	
	所管課	子育て支援課

	事業内容	子育て支援センター、つどいの広場、児童館など親子が気軽に集まることができる地域の拠点となる事業・施設において、子育て不安に対する相談や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。子育て支援センター（1ヶ所）、つどいの広場（1ヶ所）及び児童館（11ヶ所）において実施しています。
	主な支援対象者	子ども及びその保護者
	実施方式	直営・委託
	設置	子育て支援センター・つどいの広場（プリオ）・児童館
地域活動支援センター事業（機能強化事業）		
4	所管課	障害福祉課
	事業内容	地域に暮らしている障害者や障害児が地域で孤立しないように、「昼間の居場所」や「生きがいづくり」のために、創作活動や生産活動の機会などを提供します。また、地域社会とのつながりを持てるようにサポートする役割も担います。
	主な支援対象者	障害者等
	実施方式	委託
	設置	3ヶ所
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	
	所管課	地域福祉課
5	事業内容	地域において、生活困窮者だけでなく、分野や世代を超えた地域コミュニティの場を形成する「居場所づくり」や、行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開などを進めます。地域福祉課に配置された地域共生推進員が中心となり、モデル地区を定め、地域の特性を生かした地域づくり事業を実施します。
	主な支援対象者	生活困窮者等
	実施方式	直営・委託
	設置	市役所…地域福祉課 地域共生推進員（CSWを兼務）

#### (4) アウトリーチ事業

本市では、市及び福祉相談センターに配置されたCSWを中心とし、支援機関等と連携し、支援を拒否しているセルフネグレクトの状態である方など、必要な支援が届いていない方の把握に努め、本人と直接関わるための信頼関係の構築に重点をおいて実施します。

また、多機関協働事業による支援が実施されている方に対しても、支援が適切に実施されているか、新たな課題が発生していないかなど、継続的に関わりを持ち、伴走型の支援を実施します。

No.	施策	
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
1	所管課	地域福祉課
	事業内容	市及び福祉相談センターに配置されたCSWが、重層的支援会議や支援会議で見守りが必要と判断された方について、支援機関等と連携し、自宅訪問等により見守りを実施します。 民生委員児童委員、連区・町内会、福祉委員など、地域の見守りに関わる方と連携して、支援が届いていない方の把握に努めます。
	実施方式	委託
	設置	市役所…地域福祉課 CSW（地域共生推進員を兼務） 福祉相談センター…CSW（生活支援コーディネーターを兼務）

#### (5) 多機関協働事業（多機関協働による包括的支援体制構築事業）

多機関協働事業は、既存の相談支援機関をサポートとともに、支援に関わる関係者の連携の円滑化を図るなど、重層的支援体制整備事業の中核を担う事業です。

本市では、各相談窓口で受けた事例のうち、従来の分野別の支援方法では解決できない複雑化・複合化した事例について、地域福祉課に新たに配置された地域共生推進員（CSW）及び福祉相談センターに配置されたCSWを中心として、多機関協働事業を実施します。また、地域福祉課へ重層的支援体制整備事業の担当職員を配置し、多機関協働事業の総合的な調整や支援機関等との連携強化を図り、地域全体での包括的な支援体制を構築します。

No.	施策	
	多機関協働事業	
1	所管課	地域福祉課
	事業内容	福祉相談センターに配置されたCSWは、センター職員が窓口で受け付けた相談のうち、既存の支援機関等とのネットワークでは対応できない複雑化・複合化した問題に対しては、地域福祉課や支援機関等と調整を図り、多機関協働事業による支援を実施します。 CSWは、相談窓口や支援機関等が受けつけた相談事例のうち、従来の

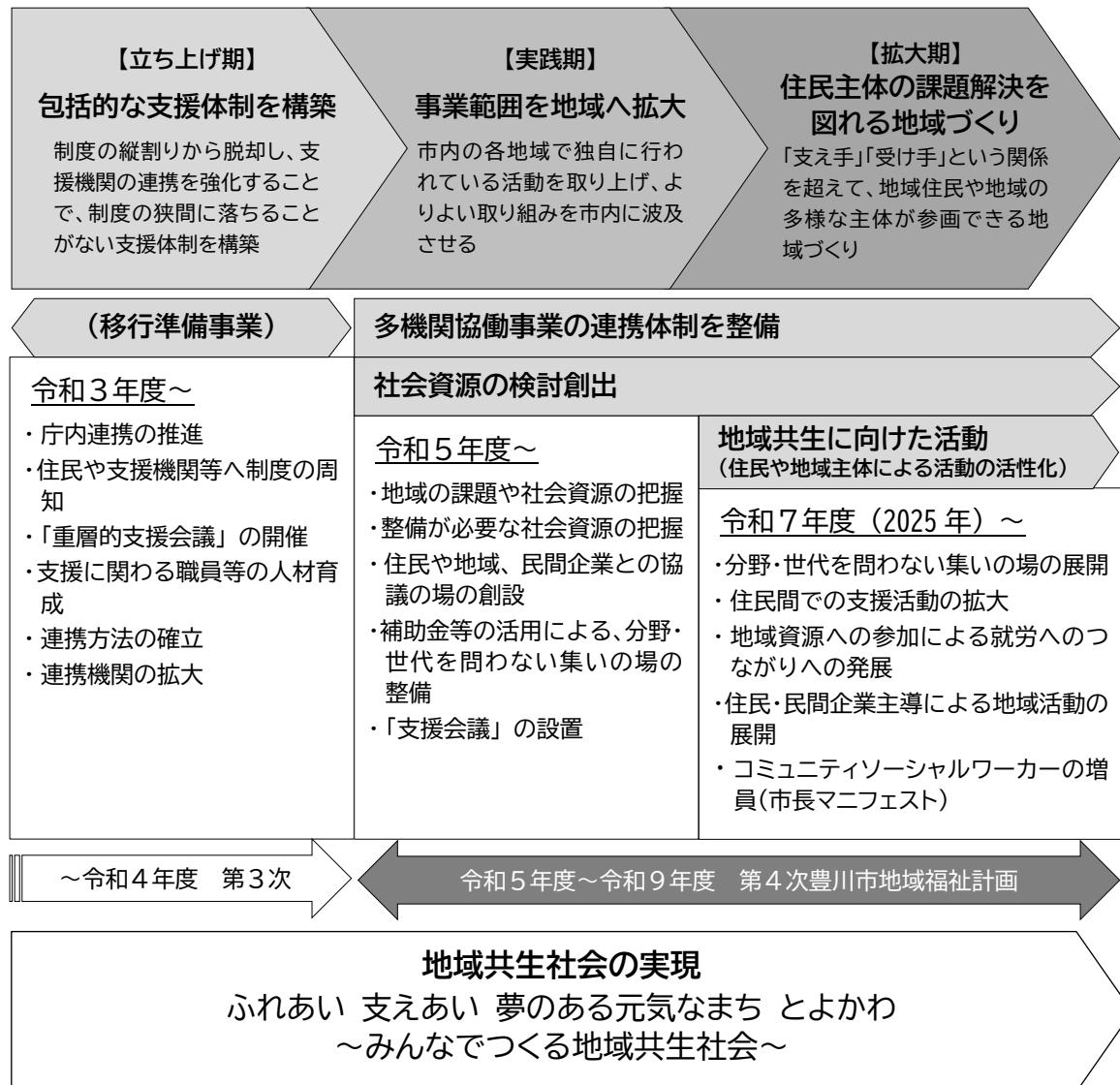
	分野別の支援方法では解決できない、複雑化・複合化した事例について、「重層的支援会議」を開催します。会議では、支援の方向性を決定するために、支援機関等の役割分担を明確にし、参加支援事業や地域づくり事業、アウトリーチ事業を組み合わせた支援プランを作成して適切な支援につなげます。また、地域や支援機関等が課題を把握していながらも、支援につながっていない方に対する「支援会議」の開催により、支援機関等における情報共有や必要な支援につなげるための検討を行います。
実施方式	直営・委託
設置	市役所…地域福祉課 C SW (地域共生推進員を兼務) 福祉相談センター…C SW (生活支援コーディネーターを兼務)

・支援会議・重層的支援会議とは

名称	会議内容	役割
支援会議	社会福祉法第106条の6に規定された会議であり、参加者に守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、 <u>本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等</u> が可能とすることで、支援体制の検討を円滑にすることができます。なお、本人から情報共有の同意が得られた後は、重層的支援会議に移行します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>気になる事案の情報提供・情報共有</li> <li>課題の早期発見による予防的措置</li> <li>見守りと支援方針の理解</li> <li>緊急性がある事案への対応</li> </ul>
重層的支援会議	重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、 <u>関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して</u> 、多機関協働事業において実施し、支援機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>プランの適切性の協議</li> <li>支援提供者によるプランの共有</li> <li>プラン終結時等の評価</li> <li>社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討</li> </ul>

### 3 ロードマップ（中長期的な事業の見通し）

#### ■ロードマップ



## 4 重層的支援体制整備事業の協議・検討・連携の場

### ① 重層的支援体制推進会議

1 目的	第4次豊川市地域福祉計画の基本理念に掲げた、「ふれあい 支えあい 夢のある元気なまち とよかわ～みんなでつくる地域共生社会～」に向けた、本市の包括的支援体制の整備を目的とします。
2 内容	学識経験者・関係団体・市関係部局長による、重層的支援体制整備事業実施計画の策定・評価・検証及び事業の方針について協議します。

### ② 第1層協議体

1 目的	多様な主体が参加する「情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、地域住民の多様な日常生活を支える生活支援の充実・強化を図ることを目的とします。
2 内容	生活支援体制整備事業の第1層協議体を活用し、地域住民への生活支援の取り組みについて、地域活動者同士の意見交換や情報共有を行い、住民の福祉ニーズや不足する社会資源の把握と、課題解決に向けた取組について検討します。

### ③ 事業担当部局調整会議

1 目的	相談支援及び地域づくり支援の担当部署である高齢、困窮、障害、子育ての4部門及び支援関係部局の所属長等による事業調整を目的とします。
2 内容	各分野の支援の方向性及び課題の把握、重層的支援体制整備事業の実施に関する情報共有や意見交換、重層的支援体制整備事業実施計画案の策定作業、重層的支援体制推進会議への企画の立案などを行います。

### ④ 支援担当者連携会議

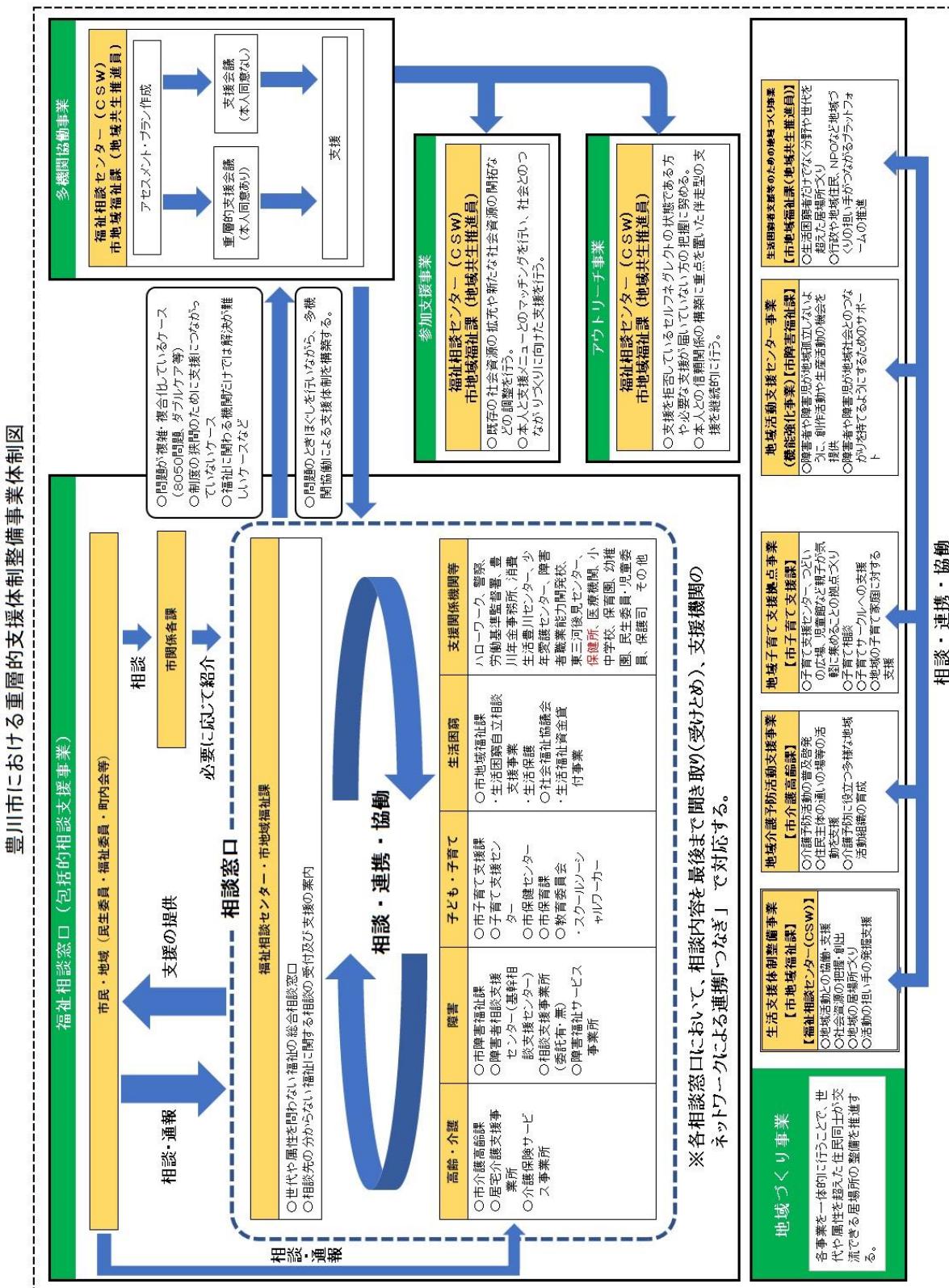
1 目的	庁内関係各課が連携し、住民からの相談や地域で解決できない課題を受け止め、必要な支援の効果的な実施や自立の促進を図る取組の推進を目的とします。
2 内容	庁内での住民からの相談に対する職員の気づきの共有や、関係各課所管の制度に関する研修などを実施し、庁内関係各課相互の連携体制の構築や職員の支援への意識向上を図ります。

## ⑤ 重層的支援体制推進員の配置

1 目的	関係各課等が連携して重層的支援体制整備事業を推進するため、各課等に重層的支援体制推進員を置き、所属内での周知活動及び支援担当者連携会議の運営や研修等の効果的な実施を目的とします。
2 内容	各課内における、重層的支援体制整備事業の調整・実施を図り、また、重層的支援体制推進庁内会議により支援担当者連携会議や各種研修の企画・運営を行います。また、その活動を通して、一層の連携強化を図ります。

## ⑥ ぷらっとフォームカンファレンス

1 目的	あらゆる社会資源を活用していくために、地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開を目的とします。
2 内容	地域共生を推進する活動者の取り組みを学び、参加者同士が自由に意見交換できる場を設けます。地域活動者のネットワークを構築することで、地域づくりを推進します。



---

## 豊川市重層的支援体制整備事業実施計画（令和7年度版）

発行：豊川市福祉部地域福祉課

住所：〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

TEL：0533-95-0231 FAX：0533-89-2137

---